

佐賀県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年九月十日から平成二十二年十月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 中原三瀬線	神崎市脊振町服巻字田中八一九番一 地先から 神崎市脊振町服巻字八面七一八番一 地先まで 神崎市脊振町服巻字田中八一七番二 地先から 神崎市脊振町服巻字八面七二六番三 地先まで	平成二三・九・一〇